

仕様書・図面の作成方法

(標準計算)1-25

仕様書と一次エネルギー消費量計算書（Webプログラムから出力可、申請時に添付必要）との整合確認を行ってください。

設備仕様書

設備仕様			
※記載に当たっては設備機器の仕様は、国の認定制度による認定取得品に定める仕様書に基づき記述する。			
暖房設備	主たる居室	■ルームエアコンディショナー □その他（ （□仕様等の指定）	MA21MMAA エネルギー消費効率の区分：「い」
■居室のみ に設置しない その他の居室	■ルームエアコンディショナー □その他（ （□仕様等の指定）	MA21MMAA エネルギー消費効率の区分：「い」	人前番設置
冷房設備	主たる居室	■ルームエアコンディショナー □その他（ （□仕様等の指定）	MA21MMAA エネルギー消費効率の区分：「い」
■居室のみ に設置しない その他の居室	■ルームエアコンディショナー □その他（ （□仕様等の指定）	MA21MMAA エネルギー消費効率の区分：「い」	人前番設置
換気設備	24時間換気設備	■付帯する換気設備 換気回数：1回/24時間の換気回数（その他居室）該当 （□仕様等の指定）	此消費電力：（ ）
■居室のみ に設置しない その他の居室	■付帯する換気設備 換気回数：1回/24時間の換気回数（その他居室）該当 （□仕様等の指定）	■無し	温度交換効率：（ ）
給湯設備	■ガス湯沸かし型給湯機 □その他（ （□仕様等の指定）	MA21MMAA エネルギー消費効率の区分：「い」	■モーター駆動型 （ ） 85%以上 ふろ機能の種類：ふろ給湯機（過渡あり）
配管方式	■先分岐式 □ヘッダー方式の場合→□分岐後すべて15A以下 □分岐後いずれか配管径15A超		
水栓	■シャワー □シャワー以外 □シャワー以外 （□仕様等の指定）	MA21MMAA エネルギー消費効率の区分：「い」	■シャワー以外 （□仕様等の指定）
洗面	■シャワー □シャワー以外 □シャワー以外 （□仕様等の指定）	MA21MMAA エネルギー消費効率の区分：「い」	■シャワー以外 （□仕様等の指定）
浴槽の保温装置	■断熱保温装置を使用する ■評価しないまたは断熱保温装置を使用しない		
主たる居室	■すべてLED □すべて白熱灯以外 □いずれかで白熱灯を使用 □調光可能な制御を採用 □設置しない		
その他の居室	■すべてLED □すべて白熱灯以外 □いずれかで白熱灯を使用 □調光可能な制御を採用 □設置しない		
照明設備	■すべてLED □すべて白熱灯以外 □いずれかで白熱灯を使用 □人感センサー採用 □設置しない		
太陽光発電設備	□設置する ■設置しない （□仕様等の指定）		
太陽熱利用設備	□設置する ■設置しない （□仕様等の指定）		
ユーティリティ設備	□設置する ■設置しない （□仕様等の指定）		

一次エネルギー消費量計算書の出力例

4. 住宅タイプの仕様	
(1) 暖房仕様	
外皮/設備項目	外皮/設備の仕様
A. 外皮	外皮性能の評価方法 当該住戸の外皮面積を用いて外皮性能を評価する
	外皮面積の合計 307.51 m ²
	外皮平均熱貫透率 0.87 W/m ² K
	平均日射熱取得率 (η _{AH}): 4.3 冷房期の平均日射熱取得率 (η _{AC}): 2.8
	通風の利用 主たる居室: 評価しない、または利用しない その他の居室: 評価しない、または利用しない
	通風の利用 評価しない、または利用しない
	床下空間を經由して外気を導入する換気方式の利用 評価しない、または利用しない
B. 暖房設備	暖房方式 居室のみを暖房する
	設備仕様 【主たる居室】ルームエアコンディショナー エネルギー消費効率の区分: 区分(い) 小能力時高効率型コンプレッサー-評価しない、または搭載しない 【その他の居室】ルームエアコンディショナー エネルギー消費効率の区分: 区分(い) 小能力時高効率型コンプレッサー-評価しない、または搭載しない
C. 冷房設備	冷房方式 居室のみを冷房する
	設備仕様 【主たる居室】ルームエアコンディショナー エネルギー消費効率の区分: 区分(い) 小能力時高効率型コンプレッサー-評価しない、または搭載しない 【その他の居室】ルームエアコンディショナー エネルギー消費効率の区分: 区分(い) 小能力時高効率型コンプレッサー-評価しない、または搭載しない
(2) 換気仕様	
設備項目	設備の仕様
D. 換気	壁付式第二種換気設備、または壁付式第三種換気設備 比消費電力: 0.30 換気回数: 0.5回/h
E. 熱交換	評価しない、または設置しない
(3) 給湯仕様	
設備項目	設備の仕様
F. 給湯設備	給湯設備: 浴室等の有無 給湯設備がある(浴室等がある)
	熱源機 熱源機の種類: ガス湯熱回収型給湯機 効率: 評価しない ふろ機能の種類: ふろ給湯機 (過渡あり)
	配管 評価しない、または先分岐方式
	水栓 有無: 評価しない、または2バルブ水栓 浴室シャワー: 評価しない、または2バルブ水栓 洗面: 評価しない、または2バルブ水栓
	浴槽 評価しない、または高断熱浴槽を使用しない

整合していること

127

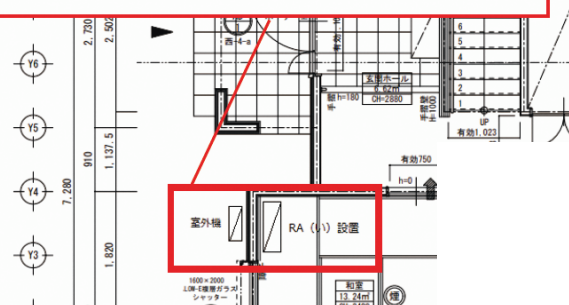
仕様書・図面の作成方法

(標準計算)1-24

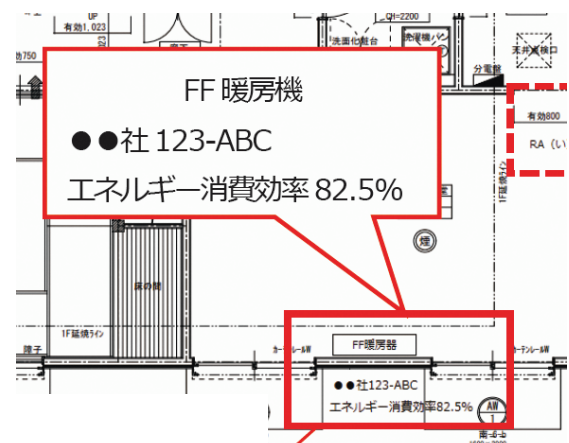
●設備（暖冷房）の例

エアコンの図面表記例

- 2.3-1 暖房設備の有無、暖房方式（その他居室）
- 2.3-2 暖房設備機器または放熱器の種類
- 2.3-3 エネルギー消費効率の区分（エアコン）



FF暖房機の図面表記例



- 2.3-1 暖房設備の有無、暖房方式（主たる居室）
- 2.3-2 暖房設備機器または放熱器の種類
- 2.3-5 定格能力におけるエネルギー消費効率（FF 暖房機）

128

仕様書・図面の作成方法

(標準計算)1-26

●設備（床暖房）の例

床暖房を評価した場合、上面放熱率の計算根拠（Webプログラムから出力可）を添付します

敷設率を計算によって求めた場合にはその根拠を添付します

上面放熱率の計算根拠

2.3-8 床暖房の上面放熱率

計算条件の入力

地域区分
☐ 1地域 ☐ 2地域 ☐ 3地域 ☐ 4地域
☐ 5地域 ☒ 6地域 ☐ 7地域

床の種類
☒ 床の下側に空間を持つ床
☐ 床の下側に空間を持たない床(土間床)

床の熱伝達率(U値)
 W/m²K

床パネル下の隣接空間等の種類
☐ 外気、外気に通じる空間
☒ 外気に通じていない空間、外気に通じる床裏
☐ 住戸及び住戸と隣接の準居間の空間、外気に通じていない床裏

計算結果

床暖房の上面放熱率 90%

計算過程

$$R_{gl} + R_{glu} = 0.269 \text{ [m}^2\text{/W]}$$

$$H = 0.7$$

$$R_{gl} + R_{glu} + R_{p} + R_{D} + R_{se} = 2.000 \text{ [m}^2\text{/W]}$$

$$r_{up,H} = 0.906$$

注) 計算条件の根拠を図面に明示する

届出等に使用する場合は、この画面を印刷します。

敷設率の入力

☐ 入力しない(規定値を用いる)
☒ 入力する

敷設率 ?

49.6 % (小数点以下1桁)

敷設率の算定根拠

間仕切りや扉で区画されているので、グレーのエリアが床暖房対象の床面積

・当該居室の床面積

区分	計算式	面積
リビング	3.640 × 3.640 =	13.250
ダイニング	2.730 × 2.730 =	7.461
キッチン	4.550 × 0.950 =	4.321
トイレ	0.940 × 0.950 =	0.892

床面積の合計 = 28.155m²

・床暖房パネルの敷設面積

3.15 × 3.15 = 9.9225 m²
 1.8 × 2.25 = 4.05 m²

合計
 9.9225 + 4.05 = 13.9725m²

・敷設率 = (13.9725m² / 28.155m²) × 100
 = 49.627 → 49.6%

129

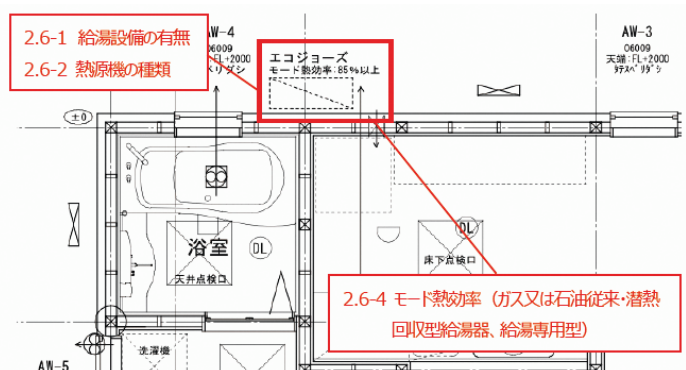
仕様書・図面の作成方法

(標準計算)1-32,35

●設備（換気・給湯器）の例

換気の図面表記例
換気方式（ダクトの有無）を明示します

給湯器の図面表記例
給湯器の種類と効率を明示します



130

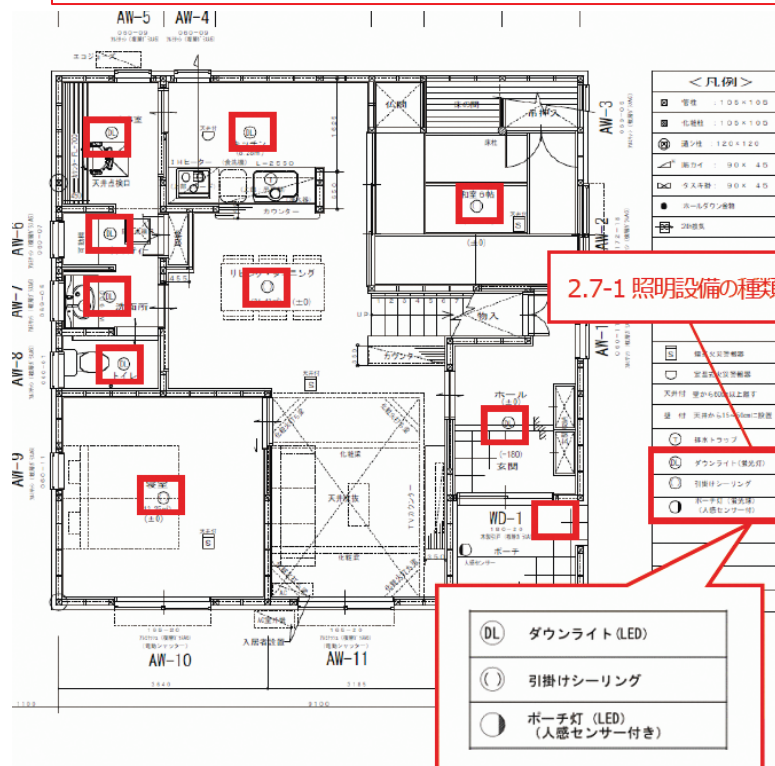
仕様書・図面の作成方法

(標準計算)1-37

●設備（照明）の例

照明設備の図面表記例

主たる居室、その他居室、非居室の照明の位置を明示します。
照明の種類（LED）も明示します



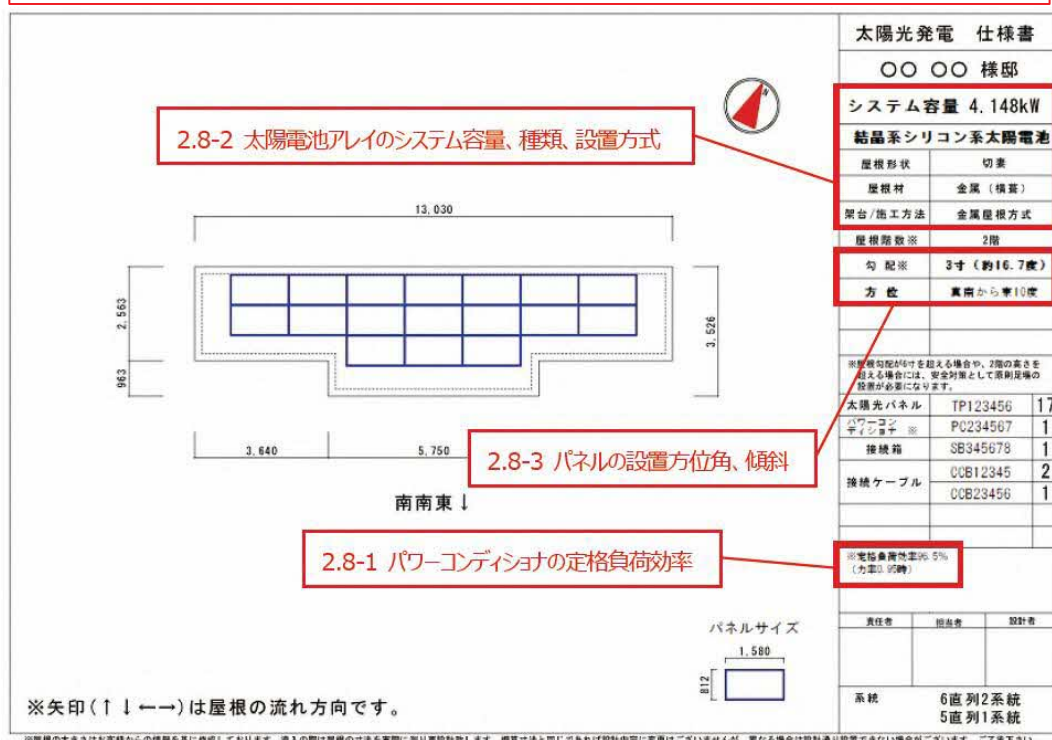
131

仕様書・図面の作成方法

(標準計算)1-39

●設備（太陽光発電）の例

パワーコンディショナ及び太陽電池アレイの仕様等と併せ、どのようにパネルを設置するかについて図上に明示します



132

仕様書・図面の作成方法

●必要図書の整理

必要図書の整理(省エネ関係)	省エネ適判を受ける場合			省エネ適判を受けない場合	
	省エネ適判	確認申請	完了検査	確認申請	完了検査
●：申請時に提出 ○：必ずしも申請時の提出は不要					
適合判定通知書 ※省エネ適判機関が発行		○※	●		
計画書(書式) 注：建築物エネルギー消費性能確保計画	●	○※	●		
設計内容説明書	●		●	●	●
各種図面	●		●	●	●
各種計算書	●		●		
機器表等	●		●	●	●
省エネ工事監理報告書			●		●
納入仕様書・品質証明書・施工記録書等			●(現場備付)		●(現場備付)

省エネ適判を受ける場合は、計画書が必要になります

133

仕様書・図面の作成方法

●計画書(建築物エネルギー消費性能確保計画)の書き方

様式第一(第一条第一項関係)(日本工業規格A列4番)

(第一面)

計画書

2025年 4月 1日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関 殿

提出者の住所又は主たる事務所の所在地 東京都千代田区●●町1-2-3

提出者の氏名又は名称 ●●株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 建築 エネ夫

設計者氏名 設計 太郎

建築物の構造及び規模に応じた建築士を記入

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項(同法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び関係図面に記載の事項は、事実と相違ありません。

(本欄には記入しないでください)

受付欄	適合判定通知書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

第四面

必要事項を入力します

【ロ、一戸建ての住宅】

(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

☒ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率 ●● W/(m²・K) (基準値 0.87 W/(m²・K))

冷房期の平均日射熱取得率 ●● (基準値 2.8)

☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

☐ 基準省令第1条第1項第2号イただし書の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

☒ 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量 ●● GJ/年

設計一次エネルギー消費量 ●● GJ/年

BEI (●●)

☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令とは、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」

134

仕様書・図面の作成方法

●確認申請書（第二号様式）には以下を記入します

第二面

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

☒ 提出済（名称：〇〇〇省エネ判定機関 所在地：〇〇県〇〇市〇〇町）

☐ 未提出（ ）

☐ 提出不要（ ）

仕様基準による場合など、省エネ適判を行うことが比較的容易な特定建築行為であるとして、省エネ適判を省略する場合、建築物エネルギー消費性能確保計画が「提出不要」の欄にチェックし、提出不要となる理由（該当する号番号等）の記入が必要です。

省エネ基準適合の評価方法等	推奨する記入内容
仕様基準	第1号イに該当
誘導仕様基準	第1号ロに該当
設計住宅性能評価を受けた場合	第2号に該当
長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認を受けた場合	第3号に該当

135

標準計算ルートにおける工事監理

136

工事監理については以下の資料を確認してください



●仕様基準を用いる場合

第2章	
建築物エネルギー消費性能基準への適合義務対象建築物に係る工事監理マニュアル	
1. はじめに	
1.1 主目・基本的考え方	2-1
1.2 本書の構成	2-2
2. 記載項目の具体的な内容	
2.1 外皮	2-3
2.2 暖房設備	2-12
2.3 冷房設備	2-14
2.4 換気設備	2-15
2.5 照明設備	2-16
2.6 給湯設備	2-17
3. 省エネ基準工事監理報告書（仕様基準）	2-18

●標準計算ルートを用いる場合

第2章	
建築物エネルギー消費性能基準への適合義務対象建築物に係る工事監理マニュアル	
1. はじめに	
1.1 主目・基本的考え方	2-1
1.2 本書の構成	2-6
2. 記載項目の具体的な内容	
2.1 基本情報	2-7
2.2 外皮	2-8
2.3 暖房設備	2-19
2.4 冷房設備	2-23
2.5 換気設備	2-25
2.6 給湯設備	2-27
2.7 照明設備	2-31
2.8 太陽光発電設備	2-32
2.9 太陽熱利用設備	2-34
2.10 コーポレーション設備	2-36
3. 省エネ基準工事監理報告書（標準計算）	2-38

軽微な変更

適合判定通知書の交付を受けた後に計画の変更が生じると、原則、変更箇所の工事着手までに、改めて計画変更の建築確認を行い、確認済証の交付を受ける必要があります。

ただし、**軽微な変更**に該当し、変更後の計画が明らかに建築基準関係規定に適合するのであれば、「軽微な変更」として、**計画変更手続きは不要**になりますが、**軽微な変更説明書**の提出は必要です。

具体的な変更内容が「軽微な変更」に該当するか否かについては、まずは**次ページ**をもとに申請者等が判断しますが、判断に迷う場合には、事前に建築主事等と相談・調整することが望ましいです。

軽微な変更

軽微な変更とは、以下のルートA、B、Cです。

ルートA：省エネ性能を向上させる変更＋省エネ性能に影響しないことが明らかな変更

- ・外皮の各部位のU値若しくは η 値が増加しない変更（外皮の各部の面積が変わらない場合に限る）、または開口部面積が増加しない変更（開口部の仕様がかわらない場合に限る）
- ・通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更
- ・空調設備等の効率が低下しない、または損失が増加しない変更（制御方法の変更含む）
- ・エネルギーの効率的利用を図る設備の新設、または増設

ルートB：一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更

対象建築物：BEI0.9以下の建築物が対象（設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量に比べ10%以上少ないもの）

- ・床面積：主たる居室、その他の居室、または非居室、それぞれ10%を超えない増減
- ・外皮：外皮合計面積に変更がなく、変更前のUA値、 η AC値が基準値の0.9倍以下の場合に次のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。
 - ① 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の1/200を超えない変更
 - ② 変更する開口部面積が外皮面積の合計の1/200を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽能、もしくはその両方が低下する、または日射遮蔽部材をなくす変更
 - ③ 変更する外皮の合計面積が外皮面積の合計の1/100を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更
 - ④ 基礎断熱の基礎形状等の変更

ルートC：再計算により省エネ基準に敵うことが明らかな変更

139

軽微な変更

軽微な変更説明書（住宅・標準計算用）

(参考様式) 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（住宅・標準計算） (第一面) 様 申請者氏名 申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー向上等に関する法律施行規則第5条に該当する軽微な変更がありましたので、変更します。 (1) 建築物等の名称 (2) 建築物等の所在地 (3) 省エネ適合判定年月日・番号 (4) 変更の内容 ☐ A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更 ☐ B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 ☐ C 再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更） (5) 備考 (注意) 1. この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 2. (4) 変更の内容において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微な変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。		(参考様式) (第二面) [A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更] ・変更内容は、□チェックに該当する事項となる 次の①から④に該当する変更 ☐ ① 外皮の各部位の熱貫流率もしくは総熱貫流率又は日射が変わらない場合に限る。）、または開口部面積が増加し ☐ ② 通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない ☐ ③ 空調調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加し ☐ ④ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新 ・上記□チェックについて具体的な変更の記載欄 ・添付図書等 (注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を	(参考様式) (第三面) [B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更] ・変更前の BEI = () ≤ 1.0 ・変更内容は、①または②に該当する変更となる ☐ ① 床面積 主たる居室、その他の居室又は非居室的床面積について、それぞれ10%を超えない増減 ・変更前の UA 値 = () ≤ () × 0.9、変更前の η AC 値 = () ≤ () × 0.9 ☐ ② 外皮に係る変更で以下のいずれか ☐ 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の 1/200 を超えない変更 ☐ 変更する開口部面積が外皮面積の合計の 1/200 を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能もしくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更 ☐ 変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の 1/100 を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更 ☐ 基礎断熱の基礎形状等の変更 ・上記□チェックについて具体的な変更の記載欄 ・添付図書等 (注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。
--	--	---	---

140

完了検査

【適判を受ける場合】完了検査申請時に必要な図書等

- 省エネ基準に係る工事監理の実施状況に関する報告書（省エネ基準工事監理報告書）
- 当初の省エネ適判に要した図書（設計内容説明書、各種図面、各種計算書、機器表等）

以下に該当する場合はその図書

大臣認定を取得している場合	当初の大臣認定に要した図書
性能向上計画認定を取得している場合	当初の性能向上計画認定に要した図書（複数建築物の認定の場合、完了検査の対象となる申請建築物の図書のみで可。）
低炭素認定を受けている場合	当初の低炭素認定申請に要した図書

- 納入仕様書・品質証明書、施工記録書等（現場備付）

141

完了検査

(標準計算)2-38

完了検査申請を行う際は、申請書に省エネ基準に係る工事監理の実施状況に関する報告書（省エネ基準工事監理報告書）を添付する必要があります。

右は参考様式です。

なお、特定行政庁によっては、別途、様式を定めていることもあるため、実際の完了検査申請を行う際には、事前に、特定行政庁や指定確認検査機関に確認してください。

省エネ基準工事監理報告書（標準計算）

令和 年 月 日

工事監理者

物件概要

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	確認方法	確認結果
1. 基本情報	① 建て方、居室の構成等	A・B・C	○
	② 床面積等（主たる居室、その他の居室、床面積合計、吹抜け等）	A・B・C	○
2. 外気	③ 断熱境界となる部位、断熱	A・B・C	○
	④ 断熱境界となる部位、断熱等の部位の仕様、断熱性能	A・B・C	○
	⑤ 窓の仕様、設置状況（付属材料や窓の設置状況を含む）	A・B・C	○
	⑥ 構造躯体部の断熱性能の仕様、確認（断熱コンクリート等の場合）	A・B・C	○
3. 暖房設備	⑦ 基礎断熱部の基礎の形状、範囲等	A・B・C	○
	⑧ 暖房方式、暖房設備機器の仕様	A・B・C	○
	⑨ 暖房設備機器の仕様、性能	A・B・C	○
	⑩ 暖房設備等の設置状況	A・B・C	○
4. 冷暖房設備	⑪ 冷暖房方式、冷暖房設備機器の仕様	A・B・C	○
	⑫ 冷暖房設備機器の仕様、性能	A・B・C	○
	⑬ 冷暖房設備等の設置状況	A・B・C	○
	⑭ 冷暖房方式、冷暖房設備機器の仕様	A・B・C	○
7. 照明設備	⑮ 照明機器、給電配管、木栓、断熱の仕様等	A・B・C	○
	⑯ 主たる居室、その他の居室、非居室の照明設備の仕様、設置等の設置状況	A・B・C	○

確認方法

- A: 目視による立会確認
- B: 計測等による立会い確認
- C: 施工計画書等・試験成績書等による確認

142